

診療記録（カルテ）開示について

当病院では 診療記録（カルテ）開示を行っております。

当病院における診療記録（カルテ）開示の指針

1. 患者様と医療者とのより良い信頼関係の構築、情報の共有化による医療の質の向上
2. 医療の透明性の確保、インフォームド・コンセントの一環
3. 患者様の自己決定権、患者様の知る権利の観点などから積極的に推進

○診療記録（カルテ）開示を希望される場合

ご本人様が所定の用紙に記入の上、必要な手続き行って頂きます。
院内設置の診療記録管理委員会にて手続きの上、開示致します。

○診療記録（カルテ）開示の方法には2種類あります。

- ①医師立会いの下、閲覧する方法
- ②コピー（写し）を発行する方法

* 診療記録（カルテ）開示には下記の費用が掛かります。

○診療記録の開示費用

(税込)			(税込)	
・主治医立会	30分まで	5,500 円	以降30分ごと	3,300 円
・診療記録の開示事務手数料※1		16,500 円		
・コピー代(1枚につき)	B5	※1に含む	A4	※1に含む
	B4	※1に含む	A3	※1に含む
・X線写真等の事務手数料		2,200 円	・郵送代	実費相当額
・X線写真（CD-ROM）代		2,200 円	・その他	実費相当額
・回答書料（カルテの不存在証明書）		2,200 円		

☆診療記録（カルテ）開示を拒み得る場合

◎不適当とする相当の事由がある場合等。

※診療記録（カルテ）開示の相談・手続きの窓口は1F受付となります。

* 詳しくは受付（医事課病歴担当）職員にお尋ね下さい。